

○第107回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成26年6月18日（水）15：04～16：55

議事概要：

（1）農薬（クロチアニジン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.097 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.6 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、きゅうり、りんご等に使用します。今回、急性影響に対する評価要請がされています。

（2）農薬（ピリフルキナゾン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.005 mg/kg体重/日、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg体重、一般の集団に対するARfDを1 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、トマト、りんご等に使用します。今回、キウイフルーツ、かんしょ等への適用拡大申請がされています。

（3）農薬（ハロキシホップ）の食品健康影響評価について

・継続審議となった。

*除草剤で、ばれいしょ、トマト等に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されています。

（4）農薬及び動物用医薬品（ダイアジノン）の食品健康影響評価に関する審議結果（案）

についての意見・情報の募集結果について

・寄せられた意見について検討した結果、意見に対する回答案が了承された。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議予定。

*殺虫剤で、かんしょ、ばれいしょ等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。魚介類への残留基準の設定要請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。また、飼料中の暫定基準が設定されています。